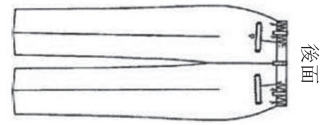
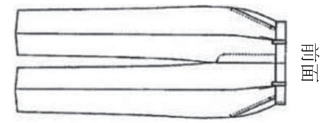


ズボン



（十）
（五）

アポロキャップ

側面



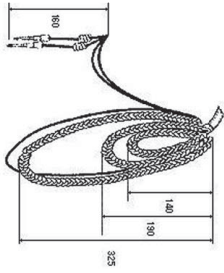
前面



（十）
（六）

肩章等

飾結



男性用



肩章

女性用



帽子飾



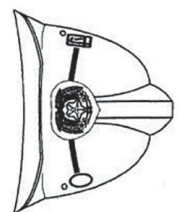
（十）
（七）

防火帽

側面



前面



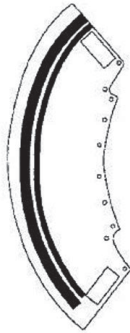
き章



別図中(㉔)から(㉗)までを(㉔)から(㉗)までとし、(㉔)の次に次の一図を加える。

(十)
八

しころ



別図別	用	寸
別図一		10 10 10 10 10 10 10 10 10 10
別図二		10 10 10 10 10 10 10 10 10 10
別図三		10 10 10 10 10 10 10 10 10 10
別図四		10 10 10 10 10 10 10 10 10 10
別図五		10 10 10 10 10 10 10 10 10 10
別図六		10 10 10 10 10 10 10 10 10 10
別図七		10 10 10 10 10 10 10 10 10 10
別図八		10 10 10 10 10 10 10 10 10 10

附 則

- この規則は、令和八年十月一日から施行する。
- この規則による改正前の特別区の消防団員制服規則の規定による男性消防団員制服中の夏服上衣半そで及び女性消防団員制服中の夏服上衣半袖並びに防火服中のしころについては、当分の間、なお使用することができる。

特別区の消防団員の被服の給与及び貸与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第五百三十三号

特別区の消防団員の被服の給与及び貸与に関する規則の一部を改正する規則

特別区の消防団員の被服の給与及び貸与に関する規則（昭和四十五年東京都規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

別表給与品の項中「活動服」を「活動服」に、「ゴム長靴」を「ゴム長靴」に改め、同表貸与品の項中「襟章」を「襟章」に、「防火帽しころ」を「しころ」に改める。

附 則

この規則は、令和八年十月一日から施行する。

告 示

●東京都告示第九百九十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者の指定の内容を変更したので、東京都会計事務規則（昭和三十九年東京都規則第八十八号）第三十七条の三の規定により、次のとおり告示する。

令和八年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定納付受託者の名称及び所在地

大和ハウスフィナンシャル株式会社

大阪府大阪市中央区北浜四丁目一番一号

二 変更前の指定納付受託者に納付させる歳入の内容

東京都組織規程（昭和二十七年東京都規則第百六十四号）

第八条第一項に規定する本庁の局、室並びに都民安

全総合対策本部、スポーツ推進本部、住宅政策本部、ス

タートアップ戦略推進本部、教育庁、選挙管理委員会事

務局、人事委員会事務局、監査事務局、労働委員会事務

局、収用委員会事務局及び東京消防庁の窓口等において、

指定納付受託者に対する納付の委託の用に供する端末機

を利用して納付される使用料、手数料、財産運用収入、

受託事業収入及び雑入

三 変更後の指定納付受託者に納付させる歳入の内容

東京都組織規程（昭和二十七年東京都規則第百六十四号）

第八条第一項に規定する本庁の局、室並びに都民安

全総合対策本部、スポーツ推進本部、住宅政策本部、ス

タートアップ戦略推進本部、教育庁、選挙管理委員会事

務局、人事委員会事務局、監査事務局、労働委員会事務

局、収用委員会事務局及び東京消防庁の窓口等において、

指定納付受託者に対する納付の委託の用に供する端末機

を利用して納付される使用料、手数料、財産運用収入、

財産売払収入、受託事業収入及び雑入

四 変更日

令和八年十月一日

公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、
公告する。

令和8年9月30日

東京都収用委員会

会長 松 尾 弘

1 起業者の名称 東京都

2 事業の種類 立川都市計画道路事業3・2・4号新青梅街道線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、
地番、地目及び地積等

4 土地所有者の氏名及び住所

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

6 裁決手続開始決定年月日 令和8年9月17日

別記のとおり

別記

別記

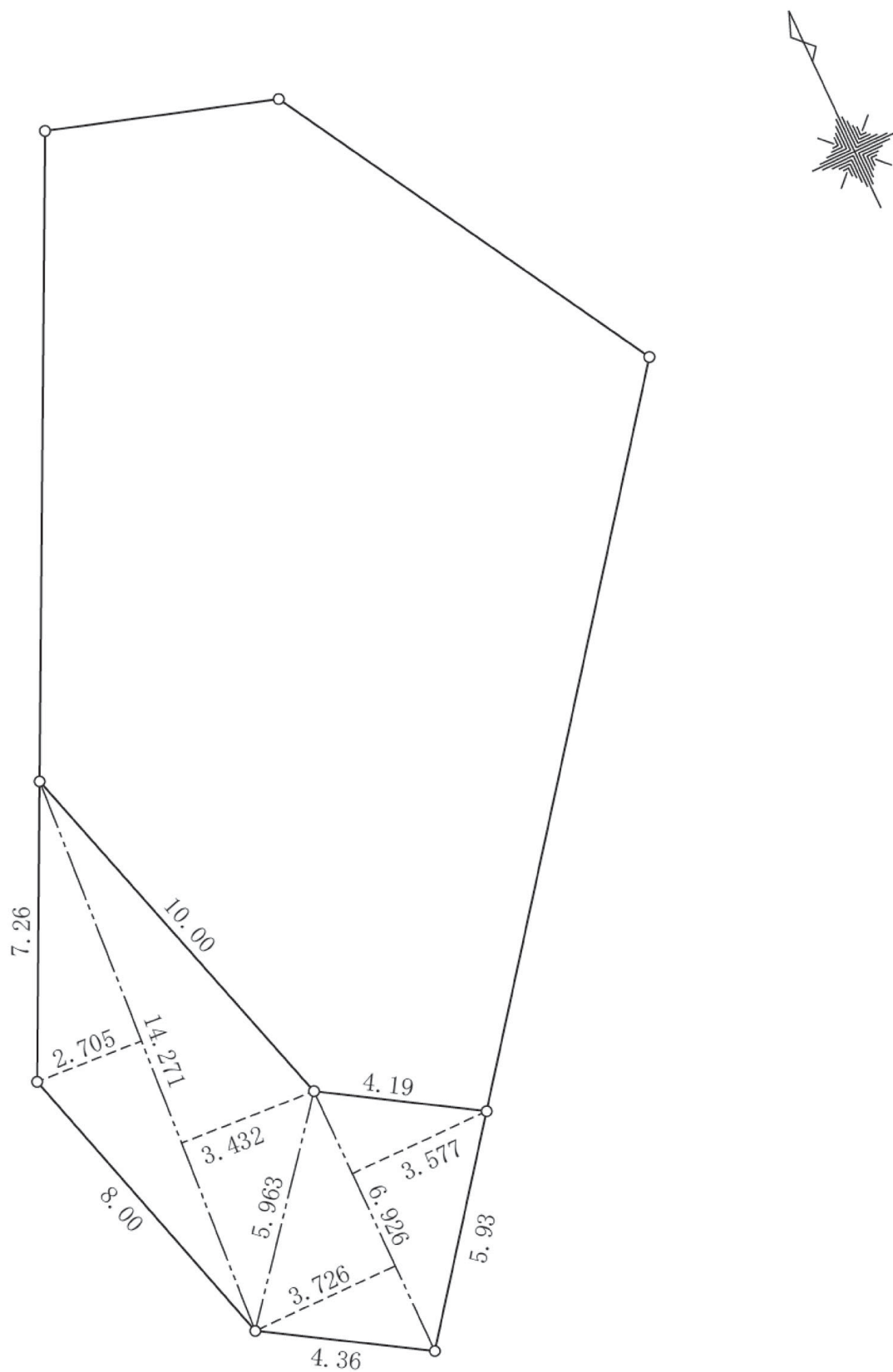
裁決手続の開始を決定した土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	
東京都武蔵村山市岸一丁目	16番1	宅地	234.00	333.35	69.08	青木とき子	東京都西多摩郡瑞穂町長岡一丁目32番地1				別図1のとおり
	16番2	宅地	421.00	540.50	196.17						別図2のとおり

別 図 1

裁決手続の開始を決定した土地

東京都武蔵村山市岸一丁目 16 番 1 のうち

69.08 平方メートル



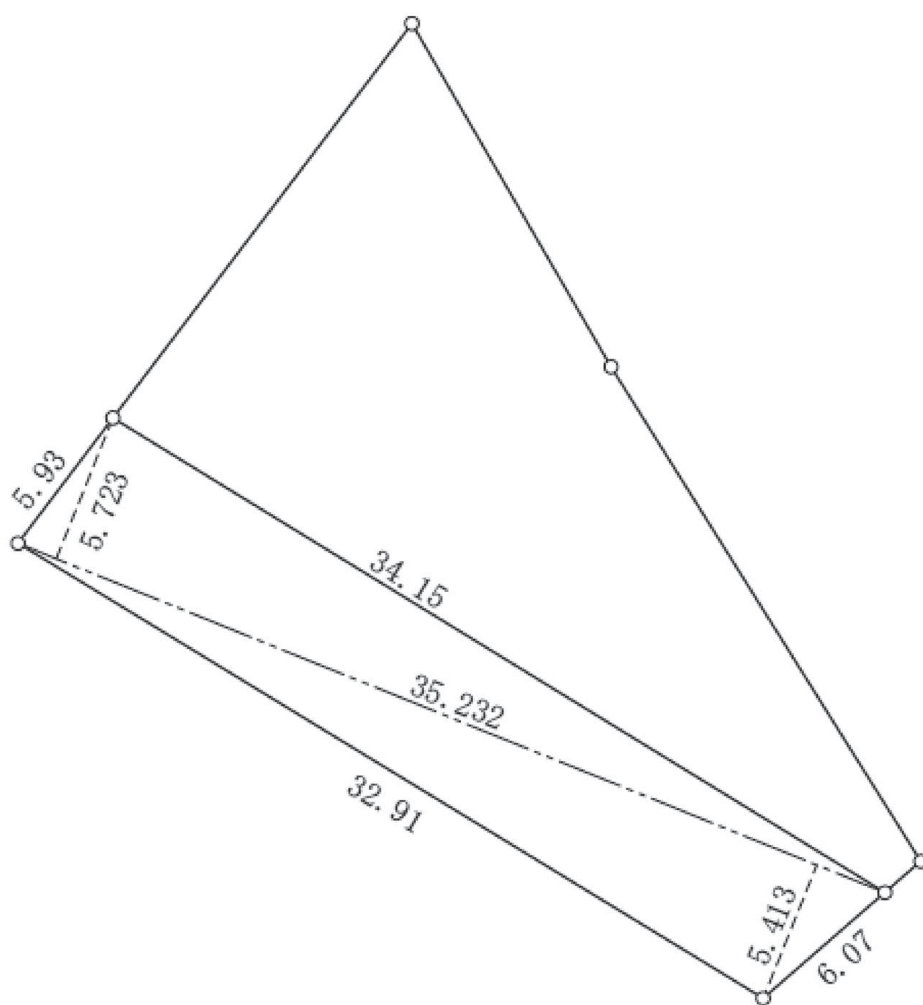
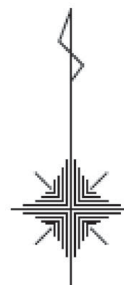
単位：メートル

別 図 2

裁決手続の開始を決定した土地

東京都武蔵村山市岸一丁目 16 番 2 のうち

196.17 平方メートル



単位：メートル

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

令和8年9月30日

東京都収用委員会

会長 松 尾 弘

- 1 起業者の名称 福生市
- 2 事業の種類 福生都市計画道路事業 3・4・7号富士見通り線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
- 4 土地所有者の氏名及び住所
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
- 6 裁決手続開始決定年月日 令和8年9月17日

別記のとおり

別記

裁決手続の開始を決定した土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	
東京都福生市大字福生字奈賀	883番17	宅地	㎡ 99.86	㎡ 99.86	㎡ 99.86	登記名義人 栗田節子 （持分 373548 分の 5525） ただし、同人は令和2年4月12日死亡。法定相続人は栗田賢亮、水越美佐保、栗田浩樹である。	最後の住所 東京都福生市大字福生 883 番地 3 バームハイツ福生式番館 608 号室				
						栗田賢亮 （法定相続分 2 分の 1） ただし、同人は令和3年2月20日死亡。法定相続人は、水越美佐保、栗田浩樹である。	最後の住所 東京都八王子市檜原町 1109 番地 市営住宅檜原団地 1－2－1 号				
						水越美佐保 （法定相続分 4 分の 1）	東京都福生市武蔵野台二丁目 16 番地 38 TOP 福生第 3－304 号室				
						栗田浩樹 （法定相続分 4 分の 1）	東京都葛飾区西新小岩五丁目 25 番 6 号				
						水越美佐保 （法定相続分 4 分の 1）	東京都福生市武蔵野台二丁目 16 番地 38 TOP 福生第 3－304 号室				
						栗田浩樹 （法定相続分 4 分の 1）	東京都葛飾区西新小岩五丁目 25 番 6 号				

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
郵便番号
163-8001
定価
本号
一箇月
六、六〇〇円
（郵送料を含む。）
印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
郵便番号
113-0001

